

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年5月2日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第11号

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号。以下「勤務時間等規則」という。）第15条第1項第4号、第18条及び第26条の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、勤務時間等規則第18条中「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第1項各号（東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成23年香川県人事委員会規則第11号。以下「特例規則」という。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、勤務時間等規則第26条中「第18条」とあるのは「第18条（特例規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。